令和8年10月号　ほうしと広報紙

栃木県真岡警察署
芳志戸駐在所
電話番号　028－677－2465

≪空き家対象の空き巣に注意≫

真岡警察署管内において、空き家対象の空き巣の届出を受理しました。



このように考えていませんか？

○　うちは田舎だから、泥棒は来ないだろう
○　空き家に高いものは置いていないから心配いらない

農村部は人目につかない裏通りや路地も多く、泥棒はそのような家を狙っています！
現在、空き家に置きっぱなしにされた、様々な物が狙われています。
【ホイールなどの金属類・納屋の農機具・飾られていた旧紙幣入りの額など…】
空き家について、売却や処分などの対応が直ぐに取れない場合には、

［対　策］

①定期的な管理～敷地内の除草を行い、外からでも周囲の目が届くようにする。郵便物が溜まっている場合は回収する。
②残置物の処分～屋外（納屋や車庫など）に物があれば、空き家内にも何かあると思われる可能性が高まるので、残置物の売却や処分を行う。
③防犯対策～窓ガラスに防犯フィルムを貼ったり、補助錠を取付け、「侵入させない」ようにする。

上記の対策を参考として、被害の未然防止に努めて下さい。

【生活道路における自動車の法定速度引き下げ】

※生活道路※における自動車の法定速度が

６０ｋｍ／ｈ→３０ｋｍ／ｈ

に引き下げられました。



※生活道路※

主に地域住民の日常生活に活用される、**中央線**や**中央分離帯**、**車両通行帯**（車線）などがない比較的道幅が狭い道路です。

「生活道路は人が優先」という意識を持ち、
思いやりのある運転を心掛けましょう